



佐賀県公報

平成17年
9月16日
(金曜日)
第 12657号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退 (四八二・長寿社会課) 一
- 平成十七年度木材業者及び製材業者の登録 (四八三・林業課) 一
- 都市計画の変更 (四八四・まちづくり推進課) 二
- " (四八五・ ") 二
- " (四八六・ ") 三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 三
- " (") 三
- 鳥栖基山市都市計画流通業務団地に関する都市計画を変更する案の縦覧 (まちづくり推進課) 四
- 嬉野都市計画公園に関する都市計画を変更する案の縦覧 (") 四
- 開発行為に関する工事の完了 (") 五

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百八十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十七年九月十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
富士大和温泉病院	佐賀郡富士町大字梅野一七二番地一	平成一七・八・三一

◎佐賀県告示第四百八十三号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)第五条第一項の規定により、平成十七年度木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十七年九月十六日

佐賀県知事 古川 康

木 材 業 者				
登録 番号	登 録 年月日	住 所	名 称	役職名及び氏名
佐木伊 第33号	平成17年 9月7日	大阪府岸和田市木材町15番4	株式会社センエイ	代表取締役 間崎 泰光

製 材 業 者				
登録 番号	登 録 年月日	住 所	名 称	役職名及び氏名
佐製伊 第16号	平成17年 9月7日	大阪府岸和田市木材町15番4	株式会社センエイ	代表取締役 間崎 泰光

●佐賀県告示第四百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年九月十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 一・五・一号 東山代山代線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市東山代町大字長浜字浜頭、字祐蔵坊、字中土居、字奥裏、字北土居及び字天神搦地内、大字天神字天神地内並びに大字里字正手、字五反間、字陣内、字館、字七郎峯及び字後川地内並びに山代町大字楠久字米倉石、字茅野搦、字下福、字沖ノ田、字山崎、字樋渡、字切寄及び字湯ノ谷地内、大字福川内字倉持地内、大字峰字北切寄、字川ノ上、字成原、字峰及び字浦野地内、大字久原字崩岩、字藤ノ尾、字飯盛、字矢ノ宗、字水ノ手、字堀田、字花房、字上揚、字大井手、字栗山、字古園、字三本松、字草津、字伊勢越、字打越、字大波瀬、字浜嶋、字千把ヶ岳、字城休及び字追崎地内並びに大字立岩字苗代田、字尾路崎、字駒次郎、字大川口、字野林、字門ノ上、字天神、字黒藻、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川測、字中ノ谷、字亥ノ子ヶ倉及び字小松堀地内

●佐賀県告示第四百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年九月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 三・三・一一号 二里山代線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内

削除する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内

●佐賀県告示第四百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年九月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 三・五・二〇号 楠久里線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内並びに東山代町大字

里字新田及び字後川地内

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定

款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年10月31日までにさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年9月16日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人健康づくり佐賀コーチズ

(2) 代表者の氏名 相浦 實

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイ・スクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化の進むなかで、高齢者の生活全般を理解し、支援するために、高齢者が住んで安心できる地域社会の形成に向けて拠点づくりに取組む。とりわけその中で、高齢者が健康で快適な生活を営みながら生涯をおえられるように、健康維持のため「健康体操プログラム」等の開発をし、実践活動を通して、啓発・普及を行う。またその指導者には、若者にも積極的に参加してもらい、彼らのやりがい発見の場となし、雇用の場を確保することをめざす。その上で、地域文化の継承者、ならびに地域スポーツの指導者の養成を行い、地域活力と伝統文化の育成を図る。これらをもって地域社会の福祉の向上と、地域文化の保全に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第

2項の規定により次のとおり公告する。
 関係書類は、平成17年11月7日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。
 平成17年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日
 平成17年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 佐賀大学スーパーネット

(2) 代表者の氏名 佐藤 三郎

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイ・スクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大学生や短大生、高校生に対して、様々なボランティア活動や体験学習への参加を支援する事業を行い、もって大学生のボランティア精神の増進やベンチャーイノベーターの喚起など、1人でも多くの学生が社会貢献事業に積極的に関与できる環境の整備を目指し、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、鳥栖基山都市計画流通業務団地に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成17年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画流通業務団地

2 都市計画を定める土地の区域

今回の都市計画の変更に伴い、追加及び削除する土地の区域はなし。
 (参考 都市計画を定める土地の区域)

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ地内、姫方町字神水川、字栗内、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原地内、原町字長田及び字牟田地内並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成17年9月16日から平成17年9月30日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により嬉野都市計画公園に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、嬉野町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成17年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

嬉野都市計画公園 6・5・1号 嬉野総合運動公園

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字葛尾地内

削除する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字一本松地内

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 嬉野町まち整備部建設課

4 縦覧期間

平成17年9月16日から平成17年9月30日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

多久市北多久町大字小侍字前田4549番1から4549番5まで、4478番1、4478番2、4478番4及び4543番並びに字小侍4409番1、4409番6、4409番9、4410番1、4417番、4418番、4418番2、4419番1、4420番1、4421番、4447番1、4451番1及び4452番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

多久市北多久町大字小侍51番地2
株式会社タニグチ

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年九月十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷